

令和5年度

第29回東松島市農業委員会総会議事録

令和5年10月27日

東松島市農業委員会

令和5年度第29回東松島市農業委員会総会議事録

日 時： 令和5年10月27日（金） 午後3時

場 所： 東松島市役所鳴瀬庁舎 3階 講義研修室

招集者： 東松島市農業委員会 会長 佐藤 栄 宏

議 事： 開 会

挨 拶

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告事項1 貸貸借等の合意解約について

日程第4 報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について

日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（13名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	—	2番	鈴木 仁 逸	3番	—
4番	熊 谷 奨	5番	阿 部 喜 生	6番	秋 本 まゆみ
7番	小 山 静 子	8番	大 山 道 保	9番	浅 野 喜代志
10番	安 部 俊 郎	11番	—	12番	小 岩 敏 幸
13番	大 崎 康	14番	川 村 勝 雄	15番	安 倍 民 夫
16番	佐 藤 栄 宏				

遅参委員 なし

欠席委員（3名）

席次	委員氏名	席次	委員氏名	席次	委員氏名
1番	門 馬 宏 之	3番	佐 藤 祥	11番	本 田 幸 男

出席事務局職員

事務局長 石 森 久 浩
 事務局長補佐兼農地係長 安 倍 浩 司

【 開 会 】

- 事務局長 : ただいまより、第29回東松島市農業委員会総会を開催いたします。
初めに、会長よりご挨拶を申し上げます。
- 佐藤栄宏会長 : - 会長挨拶 -
- 会長の動向報告 -
- 事務局長 : 議事の進行につきましては、東松島市農業委員会会議規則第5条第1項の規定に基づき、会長が議長となり進めていただきます。
それでは会長、よろしく願いいたします。

【 議 事 】

- 議長（佐藤栄宏会長） : それでは、議事に入ります。
本日は、1番門馬宏之委員、3番佐藤祥委員、11番本田幸男委員から欠席届が出されております。
ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより第29回東松島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであり、議事日程に従い、議事を進めてまいります。
- 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員には東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定に基づき、10番安部俊郎委員、13番大崎康委員のお二人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、お二人を指名いたします。
日程第2、会期の決定について、お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
- 各委員 : （「異議なし」との声あり）
- 議長（佐藤栄宏会長） : 異議なしと認め、会期は本日1日限りといたします。
日程第3、報告事項1 賃貸借等の合意解約について、事務局から説明願います。
- 事務局長 : 議案の1ページをご覧ください。合意解約の通知がありましたので、ご報告いたします。
その1、浅井字上館87、2、828㎡ 外 計4筆で11,931㎡、解約届出日は令和5年9月29日、贈与のための賃貸借の解約でございます。
その2、赤井字川前三385-1、3、813㎡ 外 計8筆で8,163㎡、解約届出日は令和5年9月29日、耕作者変更のため賃貸借の解約でございます。
以上です。
- 議長（佐藤栄宏会長） : ただいまの報告について、ご質問ございませんか。
- 各委員 : （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第4、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局から説明願います

○局長補佐： 議案の2ページをご覧ください。

その1、矢本字町浦232、520㎡、転用の目的は駐車場敷地、現在の利用状況は休耕中、所有権移転で、原因が売買、令和5年9月21日届出受理となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただいまの報告について、ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 日程第5、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。その1を事務局から説明願います

○事務局長： 議案の3ページをご覧ください。

その1、浅井字上館87、2、828㎡ 外 計5筆で13、339㎡、贈与による所有権移転となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員9番 浅野喜代志委員、聴き取り調査報告をお願いします。

○浅野喜代志委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月25日。権利の種類は所有権移転。出し手の理由は贈与、受け手の理由は、受贈。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻の単一です。通作距離については約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田畑として利用。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可することに決定します。

次に、その2を事務局から説明願います。

○事務局長： その2、大塩字裏谷地154—1、230㎡ 外 計10筆で17、910㎡、10年間

の使用貸借権設定となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員6番 秋本まゆみ委員の聴き取り調査報告をお願いします。

○秋本まゆみ委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月20日。権利の種類は、使用貸借権設定。出し手の理由は労力不足、受け手の理由は相手方要望。農地の効率的な利用、農機具の保有状況、労働力はいずれも適当。農業経営の内容は、水稻、露地野菜の複合経営となります。通作距離は約1km。権利取得することによる周辺の農地の農業上の利用に影響はない。申請地の状況は、田・畑として利用しております。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可することに決定します。

次に、日程第6、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見について、上程いたします。その1からその3まで関連がありますので一括で事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の4ページをご覧ください。

その1、矢本字上沢目122-1、1、897㎡、その2、矢本字上沢目69-5、544㎡ 外 計2筆で2、524㎡、その3、矢本字上沢目123-1、906㎡、変更理由は全て同じであり、宮城県が発注した上沢目林地荒廃防止施設災害復旧外工事に伴い、令和4年12月21日付け、宮城県（東振）指令第373号にて農地転用許可（一時転用）を受けておりましたが、事業期間の延伸に伴い、事業計画承認申請の提出を受けたものです。当初は令和4年12月21日から令和5年3月30日まででしたが、令和5年の4月の総会において、第1回変更で令和5年9月15日までと期間の変更をし、宮城県からは許可番号208号として許可を受けておりました。今回は令和6年1月31日まで許可期間を延長したいとの申請を受けております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： ただちに質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1からその3を許可することに、ご異

議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1からその3を許可することを認め、知事に進達することに決定します。

次に、日程第7、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、上程いたします。その1を事務局より説明願います。

○局長補佐： 議案の5ページをご覧ください。

その1、赤井字鷲塚144-3、272㎡ 外 計2筆で842㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、所有権移転の売買です。位置図は6ページです。石巻市との市境であります。農地区分は第2種農地となっております、小規模で生産性の低い農地ということで宮城県と協議が整っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員は私ですので事務局から聴き取り調査の報告をお願いします。

○事務局長： 代理で報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月24日。転用目的は、太陽光発電施設の設置。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員：（「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その1を許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。

○各委員：（「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その1を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、その2を事務局から説明願います。

○局長補佐： その2、牛網字関下9-1、1、676㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況は休耕中、所有権移転の売買です。位置図は7ページです。申請地については、南側が市街化区域となっております、申請地は市街化調整区域ですが、農地区分は第2種農地となっております、小規模で生産性の低い農地ということで宮城県と協議が整っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番安部俊郎委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月18日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その2を許可相当と認めることに、ご異議
ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その2を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたし
ます。

次に、その3を事務局から説明願います。

○局長補佐： その3、高松字西風144—1、812㎡、転用目的は太陽光発電敷地、現在の利用状況
は休耕中、所有権移転の売買です。位置図は8ページです。申請地については、農地区分としては第2
種農地ですが、南側に三陸縦貫自動車道があり農地が分断されることから、小規模で生産性の低い農地
ということで宮城県と協議が整っております。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員15番安倍民夫委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○安倍民夫委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月23日。転用目的は、太陽光発電敷地。転用目的実現の確実性は適当。
周辺農地の営農条件への支障はなし。総合意見としては許可相当で附帯条件はなし。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。その3を許可相当と認めることに、ご異議
ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、その3を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

次に、日程第8、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、上程いたします。

始めに利用権の賃借権設定について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、赤井字上三番140、1,021㎡ 外 計4筆で3,209㎡、借賃は、物納で190kg、期間については、令和5年11月1日から令和15年11月30日までの10年間となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員5番阿部喜生委員、聴き取り調査の報告をお願いします。

○阿部喜生委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月24日。権利の種類は賃借権設定。出し手理由は、労力不足。受け手理由は、規模拡大、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.5km。農業経営の内容は、水稻・露地野菜・施設野菜の複合経営です。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

次に、所有権移転について、その1を事務局から説明願います。

○事務局長： その1、小野字新町尻98、106㎡、対価は50,000円で、公告日は令和5年10月31日となります。

以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 担当委員10番安部俊郎委員の聴き取り調査の報告をお願いします。

○安部俊郎委員： 報告いたします。

調査年月日は、令和5年10月18日。権利の種類は所有権移転。出し手理由は、規模縮小。受け手理由は、相手方要望。農業で自立する意欲と能力はあるかは、適当。農地を効率的に利用することができるか、適当。労働力も適当。通作距離は約0.1km。支払い方法は自己資金。農業経営の内容は、水稻

の単一経営です。
以上となります。

○議長（佐藤栄宏会長）： 質疑に入ります。ご質問ございませんか。

○各委員： （「なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 質問なしと認め、採決いたします。本計画その1を承認することに、ご異議ございませんか。

○各委員： （「異議なし」との声あり）

○議長（佐藤栄宏会長）： 異議なしと認め、本計画その1を承認することに決定します。

【 閉 会 】

○議長（佐藤栄宏会長）： 以上で本日付議された議案の審議は全て終了いたしました。
これをもちまして、第29回東松島市農業委員会総会を閉会といたします。

午後3時24分 閉会

以上の記録に相違ないことを証するため、東松島市農業委員会会議規則第28条第3項の規定により署名する。

令和5年10月27日

東松島市農業委員会長 佐藤 栄宏

署名委員 10番 安部 俊郎

署名委員 13番 大崎 康